

京 都 市 建 築 審 査 会

平 成 2 5 年 度 第 8 回 会 議 議 事 録

1 開催日時

平成25年12月13日（金曜日） 午後1時30分から午後5時00分まで

2 場 所

ウィングス京都 2階 会議室1, 2

3 出席者

【建築審査会委員】

高田会長, 前田会長代理, 関川委員, 東委員, 松本委員, 南部委員, 西嶋委員

【建築審査会事務局】

佐藤建築指導部長, 溝上建築指導課長, 林道路担当課長, 中山建築審査課長, 高木建築安全推進課長, 門川担当係長, 井上企画基準係長, 加藤道路第一係長, 竹内道路第二係長, 木下細街路対策係長, 澤木係員, 西坂係員

【参考人】

岡田課長補佐（消防局予防部）, 伊藤係員（消防局予防部）

【傍聴者】

0名

4 議事概要

(1) 事前相談

京都市立嵯峨中学校屋内運動場増築に係る日影許可

(2) 包括同意案件に関する報告

月桂冠株式会社大手蔵における機械室増築工事に係る日影許可

(3) 同意案件に関する報告

ア 南区における上空通路に係る道路内建築物許可

イ 東山区における伝統的木造建築物に係る適用除外建築物の指定

(4) 同意案件に関する審議

建築基準法第43条第1項ただし書許可（専用住宅：右京区1件）

(5) 包括同意案件に関する報告

特定通路における建築基準法第43条第1項ただし書許可

（専用住宅：右京区1件, 西京区1件）

(6) 平成25年度第1号審査請求事件に関する審議

(7) 同意案件に関する審議

(8) 特定通路制度の規定整備について

(9) 同意案件に関する報告

建築基準法第43条第1項ただし書許可（倉庫：伏見区1件）

(10) 包括同意案件に関する報告

ア 建築基準法第43条第1項ただし書許可

（専用住宅：山科区1件，東山区1件，下京区2件）

イ 特定通路における建築基準法第43条第1項ただし書許可（専用住宅：西京区1件）

(11) その他

ア 再審査請求に係る国土交通大臣の裁決について（平成24年度第1号審査請求事件）

イ 建築基準法第42条に基づく新たな道路の指定について

ウ 京都市建築基準条例の改正について

エ 京都市歴史的建築物の保存及び活用に関する条例について

5 公開・非公開の別

一部公開（公開・非公開の別は次のとおり）

- ・公開：上記の議事事項（1）から（5），（11）イからエまで
- ・非公開：上記の議事事項（6）から（11）アまで

6 審議内容

(1) 事前相談

[京都市立嵯峨中学校屋内運動場増築に係る日影許可]

ア 報告の概要

建築基準法第56条の2第1項ただし書に基づく日影許可について，処分庁から資料の提示及び説明を受け，質疑を行った。

(2) 包括同意案件に関する報告

[月桂冠株式会社大手蔵における機械室増築工事に係る日影許可]

ア 報告の概要

建築基準法第56条の2第1項ただし書に基づく日影許可について，建築審査会の包括同意基準に適合していたため，処分庁が許可した旨の報告を受けた。

報告番号	申請場所	申請者	用途
304	京都市伏見区下鳥羽小柳町101番地	月桂冠株式会社 代表取締役社長 大倉治彦	工場

イ 報告の結果：了承

(3) 同意案件に関する報告

[ア 南区における上空通路に係る道路内建築物許可]

ア 報告の概要

前々回の建築審査会で同意した，建築基準法第44条第1項第4号ただし書に基づく道路内建築物許可について，処分庁から許可した旨の報告を受けた。

議案番号	申請場所	申請者	用途
5	京都市南区久世高田町376-1先	イオンモール株式会社 取締役社長 岡崎双一	道路上空通路

イ 報告の結果：了承

ウ 質疑等

委員：周辺の事業所等は、イオンモールが上空通路で駅と繋がり人を呼び込むことについて、特に問題にしていないのですか。

処分庁：周辺状況の人数も含めて、検討するようにと伝えており、申請者から警備員等の管理について報告書が提出された後、当審査会に報告させていただきます。

[イ 東山区における伝統的木造建築物に係る適用除外建築物の指定]

ア 報告の概要

平成25年11月22日から平成25年11月26日までに行われた審議（持ち回り）で同意した、建築基準法第3条第1項第3号に基づく適用除外建築物の指定について、処分庁から指定した旨の報告を受けた。

議案番号	申請場所	申請者	用途
7	京都市東山区粟田口粟田山南町1番地他	青蓮院 代表役員 東伏見 慈晃	寺院

イ 報告の結果：了承

(4) 同意案件に関する審議

[建築基準法第43条第1項ただし書許可（専用住宅：右京区1件）]

ア 議案の概要

建築基準法第43条第1項ただし書許可について、処分庁から資料の提示及び説明を受け、審議を行った。

議案番号	申請場所	申請者	用途
9019	京都市右京区西院高田町16-1	建都住宅販売株式会社 代表取締役 井上誠二	専用住宅

イ 審議の結果：同意

ウ 質疑等

委員：通路幅員が1.5メートル以上の許可基準は今年からですが、建物の存在があるかどうかは、基準時で判断するのですか。

処分庁：はい。建築基準法の施行以降は、当然、接道が2メートル以上でなければ建てられないので、建築基準法の施行日である基準時以前に建物があることを許可の要件としています。

委員：安全上支障がないと判断する場合、申請地の居住者の安全を考慮ののですか。

処分庁：はい。本件は、消火器を設置し、初期消火の際に使用することを想定しています。また、建物には2階建て以下及び準耐火建築物以上という条件を付けています。

(5) 包括同意案件に関する報告

[特定通路における建築基準法第43条第1項ただし書許可

(専用住宅：右京区1件、西京区1件)]

ア 報告の概要

特定通路における建築基準法第43条第1項ただし書許可について、建築審査会の包括同意基準に適合していたため、処分庁が許可した旨の報告を受けた。

報告番号	申請場所	申請者	用途
1032	京都市右京区西京極西川町49-9	株式会社嵯峨野不動産 代表取締役 堀越秀郎	専用住宅
1033	京都市西京区芝ノ下町29-6	有限会社西の京ハウジング 代表取締役 船越武臣	専用住宅

イ 報告の結果：了承

(6) 平成25年度第1号審査請求事件に関する審議

平成25年度第1号審査請求事件について、事務局から資料の提示及び説明を受け、審議を行った。

なお、審議の間、中山建築審査課長は退席した。

(7) 同意案件に関する審議

[建築基準法第43条第1項ただし書許可（専用住宅：伏見区1件)]

ア 議案の概要

建築基準法第43条第1項ただし書許可について、処分庁から資料の提示及び説明を受け、審議を行った。

議案番号	申請場所	申請者	用途
9020	京都市伏見区	(個人)	専用住宅

イ 審議の結果：同意

ウ 質疑等

委員：通路部分の土地の所有者である会社は清算終了になっていないです。純粋に法律的に考えると、まだ代表者はいるので、清算人の同意を得ることはできるはずですが、ただ、清算人の登記年が昭和55年であり、事実上不可能なので、今回はこれでいいと思います。

会長：同意ということによろしいですか。

各委員：はい。

(8) 特定通路制度の規定整備について

ア 報告の概要

特定通路制度の規定整備について、事務局から包括同意基準の改正案の提示及び相談を受けた。

イ 審議の結果：承認

(9) 同意案件に関する報告

[建築基準法第43条第1項ただし書許可（倉庫：伏見区1件）]

ア 報告の概要

前回の審査会で同意した，建築基準法第43条第1項ただし書許可について，処分庁から許可した旨の報告を受けた。

議案番号	申請場所	申請者	用途
9018	京都市伏見区	(個人)	農業用倉庫

イ 報告の結果：了承

ここで，(11)を先に報告することとした。

(11) その他

[ア 再審査請求に係る国土交通大臣の裁決について（平成24年度第1号審査請求事件）]

ア 報告の概要

再審査請求に係る国土交通大臣の裁決（平成24年度第1号審査請求事件）について，事務局から資料の提示及び報告を受けた。

[イ 建築基準法第42条に基づく新たな道路の指定について]

ア 報告の概要

建築基準法第42条に基づく新たな道路の指定について，事務局から資料の提示及び報告を受けた。

[ウ 京都市建築基準条例の改正について]

ア 報告の概要

京都市建築基準条例の改正について，事務局から資料の提示及び報告を受けた。

[エ 京都市歴史的建築物の保存及び活用に関する条例について]

ア 報告の概要

京都市歴史的建築物の保存及び活用に関する条例について，事務局から資料の提示及び報告を受けた。

以上で，閉会時間となったため，予定していた(10)の議題については，次回の建築審査会で報告することとした。

7 閉会

京都市建築審査会
会長 高田 光雄